納税定期積金

（ 令和７年４月１日現在）

1. 商品名	・納税定期積金　（取扱期間 ： 令和８年３月31日まで）
2. 販売対象	・法人および個人事業主の方
3. 期間	・６ヵ月以上１年以内
4. 預入 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	 ・定期的に払い込み ・10,000円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利息 （給付補てん金） （1） 適用金利 （2） 利払方法 （3） 計算方法 （4） 期日後利息	 ・固定金利 ・年0.280%（税引前） ・給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を１円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率を適用します。
7. 税金	・個人事業主の給付補てん金には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・普通預金および当座預金からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取り扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ※初回払込日から解約日前日までの期間が１年未満のとき、解約日の普通預金利率
11. 金利情報の入手方法	・ 店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ＜https://www.shinkin.co.jp/sagami/＞ ・詳しくは、窓口までお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前９時～午後５時、電話0120-426-614）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話045-211-7716）の紛争解決センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部、全国しんきん相談所（午前９時～午後５時、電話03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前９時～午後５時、電話03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。 なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停）②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）
13. その他参考となる事項	・掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）による遅延利息をいただきます。 ・掛込が払込日前に行われた場合には、約定利回りに準じて計算した先払割引金をお支払いします。 ・この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・当金庫の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。